# 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業における食品製造業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組実施業者募集要項

## １　事業の趣旨

我が国の食料自給率向上のためには、水田を有効に活用した、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大が必要であるとともに、その需要拡大を図る必要がある。

そこで、国は国産原材料の需要拡大を図るため、平成22年度から自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業を開始し、国産原材料を用いた新商品の開発等を支援することとし、本事業を実施する県域の協議会として、本県では愛知県水田農業構造改革事業推進協議会が選定された。

これに基づき、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会は県内産の麦、大豆、米粉、飼料用米の需要拡大を図るため、これらの原材料を用いた商品開発等の取組を行う食品製造業者等を募集する。

## ２　事業の内容

愛知県産の麦、大豆、米粉用米、飼料用米を原料とした新商品の開発に係る次の経費の２分の１を限度とし、１取組当たり10,000千円を上限とする。

(1) 商品の開発に要する原材料費、資材費及び当該商品の宣伝に要する試供品の原材料費及び資材費。
(2) 製造方法の改良のための試験及び分析に要する経費。
(3) 商品開発に必要となる備品のリース経費。
(4) 新商品の開発委託に要する経費。
(5) 新商品の評価に要する経費。
(6) 県産品展示会等への出展に要する経費。
(7) 商品の意匠・商標等の開発及びその登録に要する経費。

## ３　事業実施の要件

本事業は、国の自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大対策事業により行うため、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業実施要綱、実施要領に従うほか、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会が定める自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書等の要件に基づいて実施するものとする。

主な要件については、次のとおりである

(1) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業実施要綱、実施要領に定める要件
　ア　愛知県内産の麦、大豆、米粉用米、飼料用米を使用した商品開発の取組であること。
　イ　事業に係わる領収書等は事業終了後５年間保管すること。
　ウ　事業の着手は、助成金の交付決定後に行うこと。
(2) 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会が定める要件
　ア　助成金の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分した会計処理を行うこと。
　イ　事業実施者は業務方法書に定める事業実施計画書を作成し、当該事業者の概要が

分かる資料、定款又は寄付行為、財務諸表類(貸借対照表、損益計算書)、納税証明書、その他見積明細書等を添付して愛知県水田農業構造改革事業推進協議会に対して事業計画の承認申請をすること。

ウ　助成金については、原則として事業終了後に精算払いとする。

エ　愛知県水田農業構造改革事業推進協議会が必要に応じて調査を行う場合は、協力すること。

## ４　応募資格

応募資格者は原則法人とし、次の要件を満たす者とする。

(1) 農林水産物の加工に係わる業務の実績を有すること。

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 会計関係書類を整備していること。

(4) 当該事業の総事業費を負担することができること。

## ５　募集期間

平成２２年６月９日(水)から平成２２年６月１８日(金)まで

## ６　事業実施条件

(1) 助成金上限額

１取組当たり10,000千円（消費税及び地方消費税は助成対象外）

(2) 事業取組期間

交付決定後から平成２３年３月１５日(火)までとする。

(3) 助成金の支払い

原則、精算払いとする。

## ７　応募方法

(1) 事業計画書の提出

ア　提出書類

次の書類を各８部提出する。

(ｱ) 業務方法書参考様式第１号に定められた事業実施計画書

(ｲ) 会社の概要、業務内容がわかる資料

(ｳ) 定款又は寄付行為

(ｴ) 財務諸表類(貸借対照表、損益計算書)直近３か年分

(ｵ) 納税証明書　直近３か年分

(ｶ) 事業費積算の根拠となる見積書等

イ　提出期限

平成２２年６月１８日(金)午後５時(必着)

ウ　提出方法

郵送もしくは持参

(2) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒４６０－８５０１
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県農林水産部園芸農産課　農産グループ
担　当　荻野
電　話　０５２－９５４－６４２０
ＦＡＸ　０５２－９５４－６９３２

## ８　選定食品製造業者等数

５社程度

## ９　審査・選定等

(1) 審査方法

提出された事業計画書等について、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会が各事業者に対してヒアリングを行った後、審査を行って選定する。審査の内容は非公表とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないこととする。

(2) 審査基準

審査においては、以下の項目について評価し、総合的に判断する。

ア　事業実施体制について
(ｱ) 商品開発等の体制は十分か。
(ｲ) 事業実施者として開発に要する費用は十分に準備されているか。

イ　商品開発等の方法について
(ｱ) 商品開発等の方法は適切か。
(ｲ) 県内産の原材料を多く使用しているか。
(ｳ) 今後の需要が多く見込まれるか。
(ｴ) 効果的なＰＲを行う計画となっているか。

ウ　見積経費について
(ｱ) 見積経費項目は妥当か。
(ｲ) 見積金額は妥当か。

エ　取組の積極性
(ｱ) 県の推進する地産地消の取組等の趣旨に賛同し、各種行事に積極的に参加する計画となっているか。
(ｲ) 本事業の取組の結果、県内産の原材料の需要拡大が見込まれるか。

(3) 決定

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会がヒアリング、書類審査の結果を踏まえて、取組事業者を決定する。

(4) 通知

審査結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

## １０　スケジュール（予定）

| | |
|---|---|
| 平成２２年６月９日（水） | 取組希望事業者に対して事業説明会（愛知県自治センター） |
| 平成２２年６月１８日（金） | 事業計画書等の提出期限 |
| 平成２２年６月下旬 | 県協議会による審査、ヒアリングの実施 |
| 平成２２年７月上旬 | 事業実施業者決定、交付決定通知 |
| 平成２３年３月中旬 | 事業実績書、助成金の請求書提出 |
| 平成２３年３月末 | 助成金の支払 |

## １１　その他

(1) 事業実施期間中、進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のため、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会と連絡調整を行う。

(2) 本事業に係わる会計実地検査が行われる場合は、協力すること。